

戦国時代中原地域領域変遷図作成の試み

——戦国三晋諸国の領域形成と「県」制——

下田 誠

はじめに

戦国時代の領域の変遷は非常に複雑で、これまでも多くの研究者を悩ませてきた。

すでに戦国時代の地名の考証については程恩沢氏・顧觀光氏ら清朝の学者による整理があり、『国策地名考』⁽¹⁾ 雅堂叢書所収・『七国地理考』、彼らの成果をふまえた楊守敬編『戦国疆域図』(歴代輿地沿革要図)のような描画化の試みも見られる。

その後、鐘鳳年氏・錢穆氏・程癸勳氏・繆文遠氏らによる戦国史料中に見える地名の国別分類作業⁽¹⁾や、本邦では木村正雄『中国古代帝国の形成——特にその成立の基礎条件』のような網羅的な成果があるが、⁽²⁾いづれも戦国時代をひとまとめに整理する。

本稿はこうした研究史をふまえ、既存文献史料と出土文字資料などから、およそ五〇年ごとの中原地域の変遷図を作成する。同時にこれまで筆者の進めてきた戦国三晋諸国製造の青銅兵器（以下、「三晋兵器」と略称）に関する研究成果をふまえ、地方統治機構としての「県」の成立過程とその展開を論じていきたい。⁽³⁾

本稿執筆の目的は、以下の通りである。

第一に、『史記』・『戦国策』・『竹書紀年』などの既存文献史料と『戦国縦横家書』・『睡虎地秦簡編年記』など出土資料の編年・史料学的研究の成果の上に立ち、⁽⁴⁾ 錯綜する戦国時代中原地域の領域変遷を時期を区切って考察するというものである。そうした基本的な方法・関心については、歴史地理学を専門とする李曉傑氏の近作と共有する。しかしこうした試みは、従来ほとんどなされてこなかった。⁽⁵⁾

第二に、そこに三晋兵器の銘文に見える地名を、その製造年代にあわせて、前述の地図上に落としていくことで、戦国三晋における地方統治機構としての「県」の成立過程とその展開を明らかにする。⁽⁶⁾ ひらたくいえば、いったいいつ・どこで・どのようにして、地方統治機構としての「県」が成立したのか、ということである。すでに魏が他国に先じたであろうとの指摘はある。⁽⁷⁾

筆者は別の機会に論じたように、青銅兵器銘文に「三級の管理制度」を記すに至った時、秦漢的県制に接続する機構と支配の方式が整備・採用された段階に達すると見通しており、⁽⁸⁾ その時期を魏国兵器の整理から、紀元前三四一年〜紀元前三三六年頃と比定した。またこの時期に、魏の領域において「県」制は全国的成立をみたと考えている。⁽⁹⁾ ただし、韓・趙（その他の諸国）への展開過程については、いまだ残されている。

そもそも文献史料の記事の編年と青銅兵器の地名（それらに基づく地図作成）との間には密接な相互関係がある。文献史料の記事の編年は青銅兵器に見える地名の国別分類作業を可能とし（銘文形式や字体とは異なる視点の提供）、

一方で青銅兵器の地名は時に文献史料の欠を補い、新たな領域・勢力範囲を知ることにつながる。

こうした作業は、結果として、戦国史を研究する者の多くがイメージするところの譚其驤主編「諸侯称雄形勢図（前三五〇年）」や戦国各国の疆域図（三五頁～四六頁）に対する一定の疑問へとつながっていくだろう。

一、地図作成の方法

本稿では、次の四枚の地図を作成する。

「地図一 魏文侯の時代（前四二二～前三九五）」

「地図二 戦国国家の成立（前三五二～前三二八）」

「地図三 国家連合の時代（前三一八年～前二九六年）」

「地図四 統一前夜（前二六二年～前二四一年）」

各地図の作成にあたっては、指定した期間に『史記』・『戦国策』・『竹書紀年』や『戦国縦横家書』・『睡虎地秦簡編年記』などに見える地名を拾って、国別を判断し、描画したものである。それぞれの史料根拠は本稿末の表一から表四に示してある。

一般にこの時期の記事は、「A攻（撃・伐・敗・囲・取）B」と記されるもので、この記事の時点において、国別を判断することはある程度可能である。ただ問題は、この記事の前後においても、その国がその地を管領していたかどうかの保証はないことである。しかし従来の地図作成者は、一面の地図の中に戦国期間全体の地名を拾って、表示してきた。『中国歴史地図集』第一冊はその典型といえる。たとえば三五―三六頁の韓と魏の地図では、その

範圍に見える地名が戦国時代全期間にわたって広く『史記』・『戦国策』・『竹書紀年』などから拾われている。これは一つ一つの地名について国別を判断しているわけではないので、特段の問題はないのだが、三三―三四頁の諸侯称雄形勢図となると一定の問題も出てくる(後述)。

筆者はこうした問題をできるだけ回避するために、二十年弱の時間に区切って資料を集め、地図を作成することにした。⁽¹¹⁾そしてその期間の間に、文献史料・出土資料の中に見える地名のみ、基本的に拾うことにした。これは正確を期すための対応である。しかしこの基準とて万全ではなく、その指定した二十年弱の間にも国別の移動はあり、そうした事例については、可能な限りメモによって地図上に補足するようにした。そのほか、地図作成上の確認事項は凡例をご覧いただきたい。

本来、こうした作業は『中国歴史地図集』制作の途上においては、必ずなされていたこと(そうした経緯は譚其驥氏の前言に記されている)、現状その史料根拠がわずかしか示されていない以上、⁽¹²⁾筆者の新たな観点からの再整理も無駄な作業ではないだろう。

次節からは四枚の地図それぞれについて、設定時期の簡略な歴史的背景を述べ、あわせて青銅兵器銘文から知られる県の機構の整備・展開を述べる。⁽¹³⁾

〔凡例〕

① 地図は本稿末表の史料根拠に基づき作成した。各表は当該期間に『史記』・『戦国策』・『竹書紀年』・『戦国縦横家書』・『睡虎地秦簡編年記』などに見える地名を中原地図(譚其驥主編『中国歴史地図集』第一冊三五

（三六韓魏を基礎とする）に含まれる範囲で拾ったものである。

② 戦国史料の編年は基本的に平勢隆郎『新編史記東周年表』によった。地名の採取には、複数の記事があっても、主要な一件のみ掲載したので、他の記事は同氏の『年表』を参照のこと。

③ 出典欄右の（中華／全釈）には、中華書局本『史記』（一九五九年）のページと近藤光男『戦国策』（全釈 漢文大系、集英社、一九七五年～一九七九年）の通番号を記した。

④ 『戦国策』にのみ見られる地名には、「*」マークをつけた。（地図上にもあり。）

⑤ 国別は☆魏・△韓・◇趙・○秦とし、楚・衛・宋・晋・斉・不明は特に示さなかった。

⑥ 青銅兵器から得られた情報は城邑をしかくでくくって示した。

⑦ なお、都などの主要地で、史料根拠がその時期に見られなくとも記載したところもある。また、設定した時期（表一～四）前後の情報を加えた例もある。

二、魏文侯の時代（前四二三～前三九五）

——附 紀年兵器前史（春秋後期～戦国前期）——

最初の地図は魏文侯の時代（前四二三～前三九五）である。魏の文侯は賢人を任用し、一連の改革政治を実施した。智氏の滅亡後、魏のよった河東の地は、肥沃な土地であり、また鉞山・塩池を備えていた。当時、魏の本拠地は安邑にあり、晋都絳にも近く、晋の後継者を自負した。文侯は李悝を宰相とし、新しい農業政策・財政政策や法

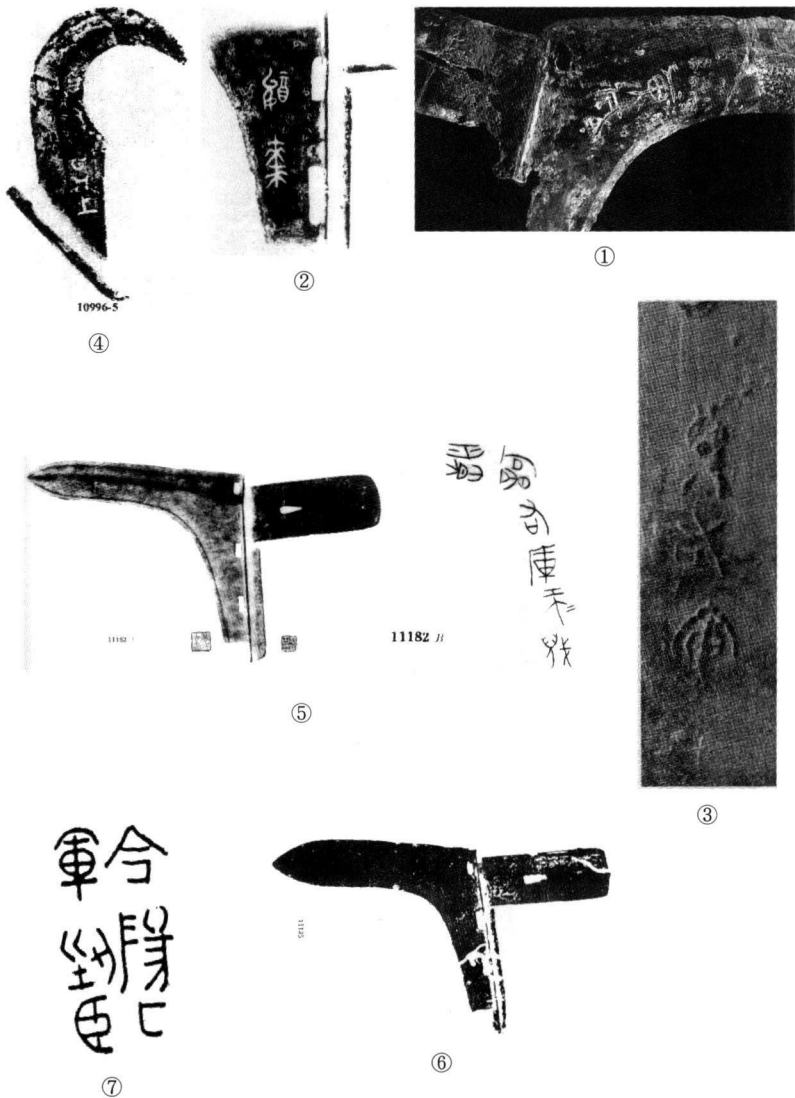
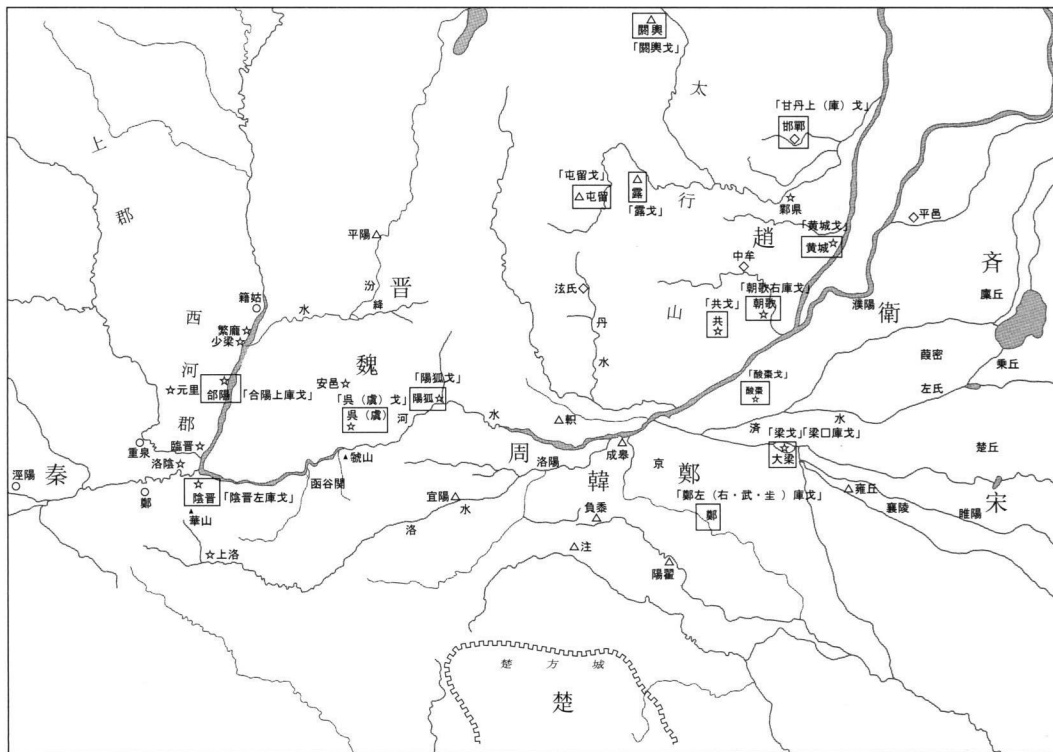


図1 紀年兵器前史（春秋後期～戦国前期）

- ①黄城戈 ②酸棗戈 ③鄭右庫戈 ④邯鄲上戈 ⑤朝歌戈（朝歌右庫工師戠） ⑥陰晋戈（陰晋左庫冶霽） ⑦合陽戈（合陽上庫冶臣）



地図1 魏文侯の時代 (附紀年兵器前史) (B. C. 422~B. C. 395)

体系の整備を進めたとされる。その結果、魏は戦国時代、最初の強国となった。⁽¹⁴⁾

紀元前四〇三年、周王朝は三晋を正式に諸侯と認めた。なお、晋公室はその後も小諸侯として名目的ながら存続する。趙は都を晋陽から中牟へと遷し、韓は平陽から宜陽・陽翟へと遷った。趙・韓の動きは、ともに中原をねらう姿勢を示したものといえるだろう。

青銅兵器銘文についていえば、「三級の管理制度」を明示する以前（黄盛璋氏の表現では簡式兵器の時代）、ここでは紀年兵器前史として、春秋後期から戦国前期の兵器をあげている。⁽¹⁵⁾この春秋後期・戦国前期というのは、およそ林巳奈夫氏の『殷周時代の武器』にならない、紀元前五五〇年頃から紀元前三五〇年頃までを考えている。⁽¹⁶⁾この時期の編年については、春秋後期なのか、戦国前期なのか、区別の難しいところもある。⁽¹⁷⁾

青銅兵器の銘文には、この時期の文献史料に対応する多くの地名が記されている（表一参照）。黄城（図一①）・酸棗戈（図一②）のように地名だけ記す例のほか、鄭（図一③）・邯鄲（図一④）のように兵器製造・收藏庫である庫名を記すもの、朝歌（図一⑤）・陰晋（図一⑥）・合陽（図一⑦）など製造責任者の工師の名や実際の製造者である冶の名を記すものもあった。⁽¹⁸⁾

一点、注意を要するのは、この魏文侯の時代、紀元前四二二年から前三九五年の間にこれらの兵器の製造年代が完全に符合すると考えているのではない、ということである。あくまで、紀年兵器出現の前史として、参考までに提示したものである。

三、戦国国家の成立(前三五二年～前三二八年)

— 地方統治機構としての「県」の成立 —

地図二・表二は、紀元前三五二年から前三二八年の期間のものである。前三五二年という年は魏の邯鄲包囲に対する桂陽の戦い(前三五三年)の翌年であり、この戦いに大敗したことや秦の商鞅変法などを受け、魏の勢いにもかげりが見え始めた。前三五二年には商鞅によって旧都安邑を攻撃されている。翌年、魏侯(恵成王は前三三四年に王として元年を開始)は夏王を称し逢沢の遇を催した。前三四二年の馬陵の戦いは、踰年称元法を採用しようとした魏に対する斉を中心とした連合軍の戦いとされる。⁽¹⁹⁾ なお、前三二八年とは、魏の上郡一五県を秦にさしだした年にあたり、ここを一つのくぎりとした。

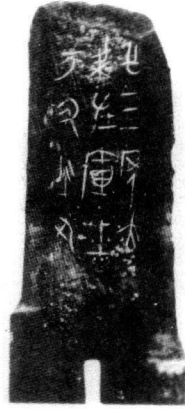
こうした時期に、魏において、「三級の管理制度」を明示する兵器が出現する。前述の通り、このことを筆者は重視しており、地方統治機構としての「県」の成立と考えている。⁽²⁰⁾

その理由はいくつかあり、官僚機構の整備が進んでいること、県令の「令」の文字が明示されるようになること、少し時代はくだるが、鄭韓兵器の事例をみれば、県令の世襲は廃止されていること、⁽²¹⁾ 晉夫など新しい時代になう官職が登場すること、「三級の管理制度」の背後には秦律につながる法律の存在が予想されることなど、である。

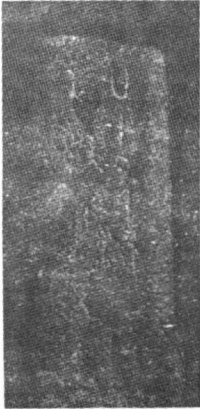
図二の五件はいずれもこの期間に製造された兵器である。すべて魏の兵器と考えられている。卅三年というのは、恵成王の三三年で、紀元前三三八年である。器銘にはそれぞれ大梁(図二①)・鄴(図二③)・頓丘(図二④)・泌陽(比陽)(図二⑤)といった地名が記されている。⁽²²⁾ 卅三年陔陰令文(図二②)は上海博物館の李朝遠氏によって



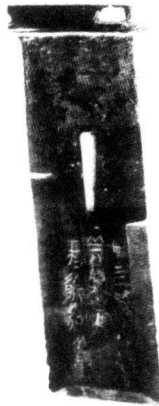
②



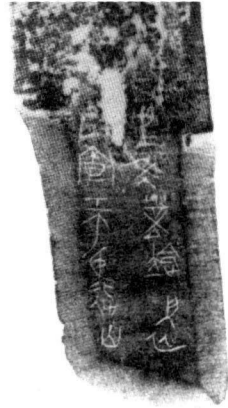
①



⑤



④



③

図2 戦国国家の成立（前352～前328）

①卅三年大梁戈（卅三年，大梁左庫工師丑，冶汎） ②卅三年陔陰令戈（卅三年，陔陰令猷，右工師恣，冶禽） ③卅三年鄴令戈（卅三年，鄴令狄，左庫工師臣，冶山） ④卅四年頓丘令戈（卅四年，頓丘令變，左工師誓，冶夢） ⑤廿七年泌陽戈（廿七年，泌陽工師軼，冶象）

紹介された資料⁽²³⁾で、李氏は紀年のあとの県名を「汝陰」と読み、「汝南」(本稿末の表三「陳」の項引用の『戦国策』魏策一等に見える)の地にあると考える。最近、呉振武氏は潁陰と読む説を発表されて、潁水の支流の潁水の付近(今の河南省の沙河南岸、漯河市から周口市にかけての一带)と述べている⁽²⁴⁾。本稿では後者に従い、地図におとした⁽²⁵⁾。

四、「県」制の展開——国家連合の時代(前二二八年〜前一九六年)——

続いての地図は、国家連合の時代、前二一八年から前一九六年の期間である。この時期は蘇秦・張儀・孟嘗君などの所謂合従・連衡の時代といわれる時期に重なる(地図三・表三)。

前二二八年、秦の式典開催に対抗して蘇秦の「合従」は成立したという。当時、七雄の力は拮抗して一国で他国を圧することのできる国はなく、多様な国家連合が模索された。前二一〇年に死去する張儀もここに活躍する。この時期、韓と魏は秦の攻撃にさらされていた。韓は前三〇七年に大県の宜陽を失い、魏は西方拠点の皮氏をたびたび攻撃された。こうした中、前二九八年に孟嘗君の「合従」が成立し、秦を函谷関にまで押し戻した。いまだ秦は東方を飲み込む力を持っていなかったのである⁽²⁶⁾。

図三に見るように、この期間には「三級の管理制度」を記した韓の兵器が登場する。宜陽(図三①・②)や新城(図三③)、盧氏(図三④)などの地であるが、地名の考証については別稿にまとめたので省略する⁽²⁷⁾。

ここでは青銅兵器の編年作業について少し触れておく。宜陽戈二件(①二年令戈と②四年令戈)は器形だけでは、戦国中後期というものである(図三⑤・⑥・⑦参照)。しかし韓地の宜陽はこれまでの研究によって、前三〇

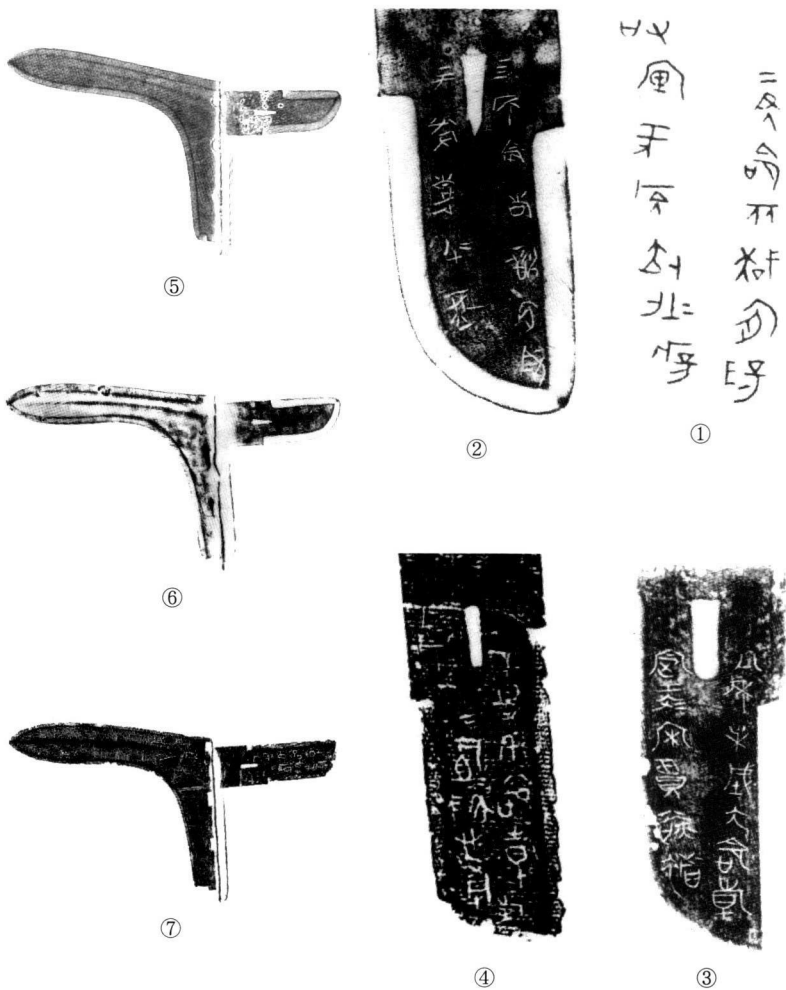
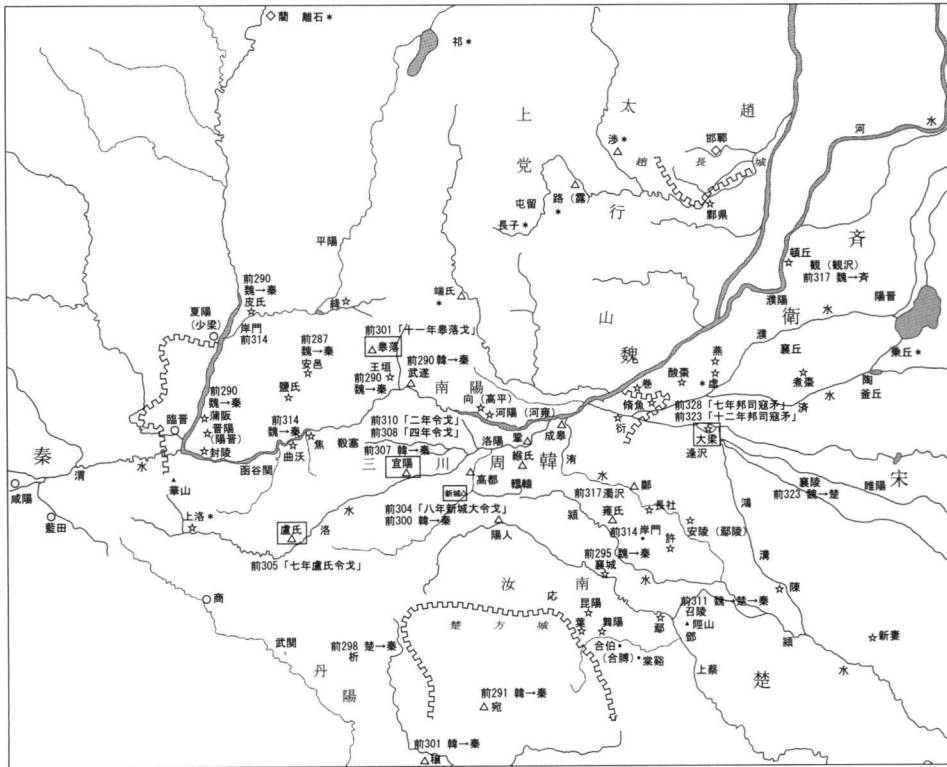


図3 国家連合の時代（前318～前296）

①二年令戈（二年，令麗諄，宜陽右庫工師長卦，冶瘍）②四年令戈（四年，令韓諄，宜陽工師播憲，冶庶）③八年新城大令戈（八年，新城大令韓定，工師宋費，冶褚）④七年盧氏令戈（七年，盧氏令韓歲厥，工師司馬隊，作余）⑤二年令戈（全形）⑥四年令戈（全形）⑦七年盧氏令戈（全形）



地図 3 国家連合の時代 (B. C. 318~B. C. 296)

七年に秦にとられると考えられており（楊寛『戦国史（増訂本）』三二六三頁²⁸）、その年は、韓の襄王の五年である。こうした形式をもつ兵器は秦には見られないことから、下限は襄王五年として、それぞれ②襄王の二年（前三一〇）と③襄王の四年（前三〇八）であろうと考える。襄王の前の王は宣惠王であり、威侯の二年・四年の資料という可能性もある。ただ、都の鄭韓故城から出土した兵器に、王二年・王三年の銘を持つものがあり、鄭韓故城出土兵器の公開されている資料の中では、最初に「三級の管理制度」を記す資料である。韓の王号採用は威侯八年（前三一六）であり、上限は襄王の二年・三年と考えられる。筆者は黄錫全氏同様、襄王二年・四年とするのが、妥当である²⁹と考えている。

五、新たな領域の認識——統一前夜（前二六二年〜前二四一年）——

最後の地図は統一前夜、前二六二年から前二四一年の時期である（地図四・表四）。この時期、秦の統一を決定づける長平の戦い（前二六〇年）があった。孟嘗君以外の戦国四君はここに活躍する。翌年の邯鄲包圍には、趙の平原君・魏の信陵君・楚の春申君が協力して秦軍を防いだ。前二五五年には長く名目的存在となっていた東周が滅ぼされた。その後、魏の信陵君は前二四七年にも合従を実現し、前二四一年には楚の春申君による戦国最後の合従がなった。しかしこの合従はさしたる戦果もあげることなく、かえって斉を攻めることとなった。もはや秦の優勢は動かしがたい段階に来ていた。

この時期の三晋兵器としては、再び韓のもの、襄城（図四①・②）・汝陽（図四③）・安陽（図四④・⑤）の地名を記す兵器を示した³⁰。これらを韓製造の兵器と判断したのは、銘文の形式からである。こちらもすでに旧稿の中で

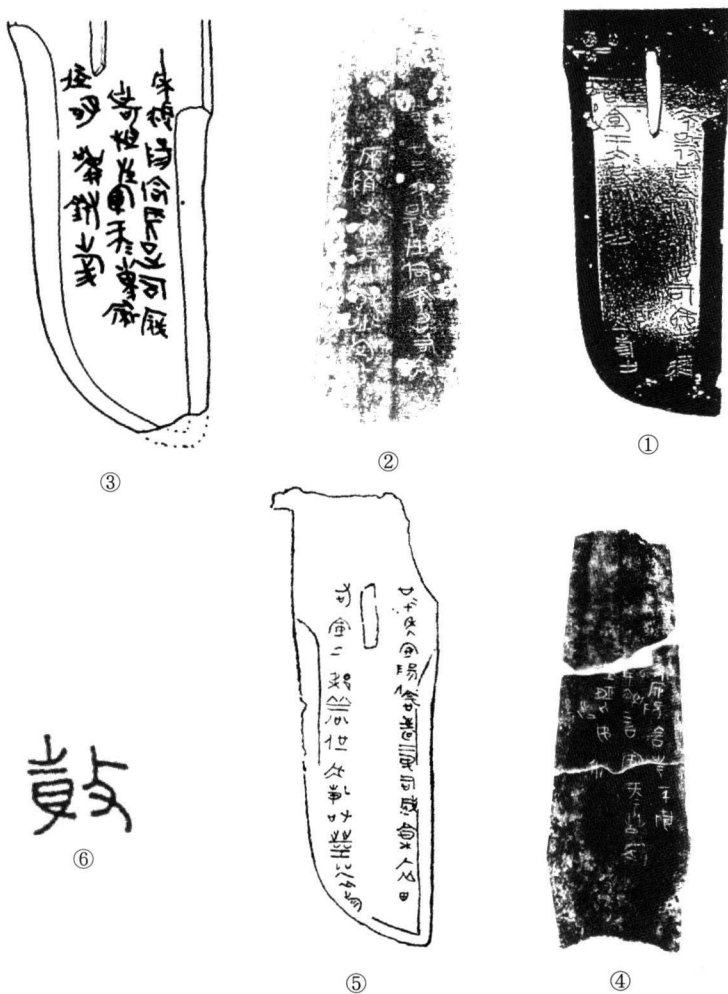
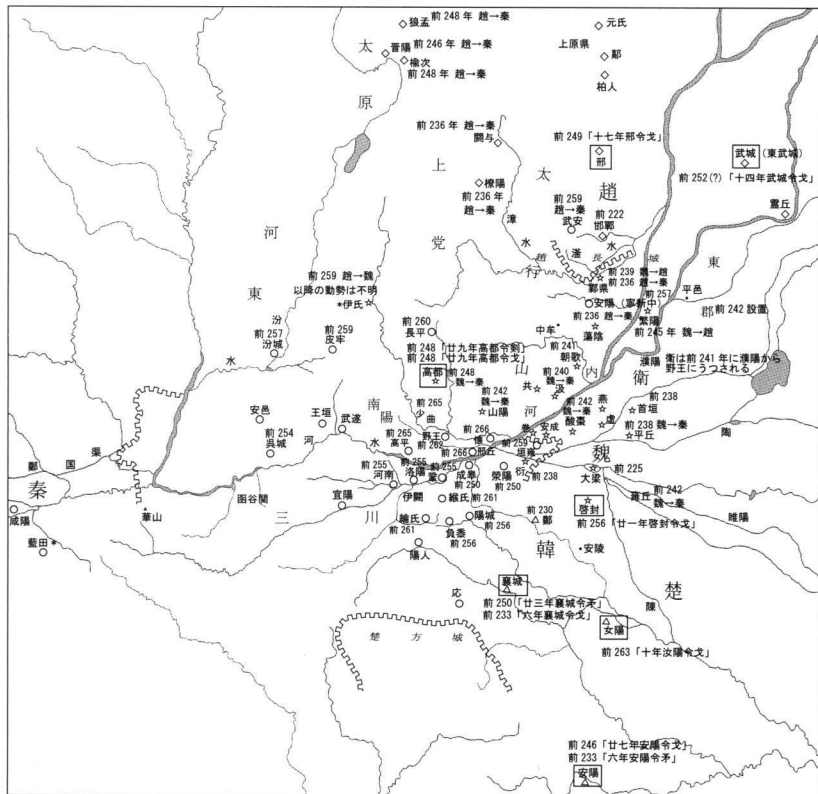


圖 4 統一前夜（前 262~前 241）

①六年襄城令戈（六年，襄城令韓沽司寇反淮，右庫工師邯鄲鉞，冶疋造娠戟刃） ②廿三年襄城令矛（廿三年，襄城令牛念，司寇口麻維，右庫工師邯鄲鉞，冶向造） ③十年汝陽令戈（十年，汝陽令張疋，司寇平相，左庫工師董棠，冶明，模鑄戟） ④六年安陽令矛（六年，安陽令韓望，司寇欣猷，右庫工師若固，冶啞造戟刺） ⑤廿七年安陽令戈（廿七年，安陽令敬章，司寇楷衣田，右庫工師梁丘，冶衣事右莖萃戟） ⑥六年襄城令戈「造」字



地図4 統一前夜 (B. C. 262~B. C. 241)

述べた。ここで簡単に確認しておく、鄭韓故城出土兵器の研究から「司寇」という監督者が加わるのは桓惠王九年（前二六四）以降とされており、その基準を地方にまでおして考え、編年したものである。⁽³²⁾

そもそもどうしてこれらの兵器が韓のものかといえ、銘文形式からまず三晋兵器と判断し、次に「造」の文字や「戟」の文字の字形から韓国兵器と判断する。青銅兵器に見える「造」の字形は林清源氏によって詳細に検討されている、⁽³³⁾ 図四⑥の文字は告（あるい牛）、貝、父を組み合わせてできている。これは韓の兵器文字の形で、最近、中国社会科学院の蘇輝氏は三晋では、「造」字が韓以外で見られないことを述べている。⁽³⁴⁾ こうした点から、およそ韓国だと判断している。

以上、五件の韓国兵器を地図上におとした時、興味深い事実には私たちが気がつく。

韓桓惠王の廿三年（図四②）・廿七年（図四⑤）、王安六年（図四①）とは、前二五〇年から前二三〇年にかけての期間にあたり、戦国韓滅亡直前の時期である。

こうした時期に、韓は漢代の潁川郡南部・汝南郡にあたる地を維持していたのである。このこと自体、文献の欠を補うものとして、注意に値する。さらに考えてみると、この辺りの地は、韓の青銅兵器を産出する原料供給地として、『戦国策』韓策一・『史記』蘇秦列伝に伝える所である。地図三を併せて見ると、この付近は、棠谿・合伯・鄧氏・龍淵など名剣の産地といわれた地方に相当する。韓は鋭利な兵器を産する国として当時、名を馳せていた。その産地を韓は滅亡の直前まで押さえていたのではないかと、私は考えている。

おわりに

本稿は戦国時代中原地域の領域変遷を時期を区切って描画化し、およそ五〇年ごとの戦国三晋と周辺諸国との勢力関係を視覚的に表示することを試みた。

地図作成にあたっては文献史料・出土資料双方を使用し、史料根拠を四期それぞれ提示した。近年の史料学的研究・紀年研究の成果の上にある研究であることはいうまでもない。そしてこうした作業自体は歴史地理学の近一世紀の成果が要請するところでもあった。

その上で、筆者はこの地図上に青銅兵器銘文資料から得られた「県」制の成立と展開に関する情報を併記した。兵器資料の偏在性のため、必ずしも十分に論じ得たとは考えていないが、県の統治機構の整備が、紀元前四世紀後半の第四半期、魏から韓へと展開していった流れはつかめると思う。

趙の資料をあまり紹介できなかったのは、さまざまな事情による⁽³⁵⁾。現状知られる趙の紀年兵器百件ほどの過半が相邦・守相関連兵器であること⁽³⁶⁾、趙の地方鑄造兵器で「三級の管理制度」を記す資料は二〇件ほど知られるが、編年や地名の比定に問題を残していること、単純に本地図の範囲外となったこと（凡例参照）、などである。それらは筆者の能力の不足とするところで、今後の課題としたい。ただし初歩的ながら、魏から韓・趙へという見通しは得ている。そして当然のことながら、秦・楚・燕・斉との比較・相互関係も視野に入れている。

なお、青銅兵器上への「三級の管理制度」の記入と戦国「県」制との関係については、本稿では前稿までの見解をふまえるもので、さらに掘り下げることはしなかった。筆者の指摘は、現状、機構的整備と人事管理制度方面にとどまっている。しかし戦国青銅兵器銘文資料の記事は支配の方式や社会の変化をうかがわせる内容も持っており、こうした点についても今後さらに深めていきたい。

最後に譚其驥氏の前三五〇年頃とされる諸侯形勢図について、ひとこと述べておきたい。私たちは戦国時代の

地図といえ、この地図を思い浮かべるくらい、本地図は一般に浸透していると思われる。ただし、すでに平勢隆郎氏の一連の著作も、譚其驥氏らによって秦の領域とされていた「析」のあたりを削除して、修正されている。

そのほかにも、屯留・端氏は前三五〇年には趙だったと考えられるが（表二参照）、韓の範囲に入っている。皮牢も韓ではなく、魏地であろう。前三六二年に魏が趙の皮牢をとっているという（魏世家）。中牟という趙の古都も（水経・河水注）前三六〇年頃交換により魏に移っているようである。そのほかにも疑問はあり、一定の注意は必要である。

注

- (1) 鐘鳳年「戦国疆域沿革攷（魏）」（『禹貢』二一一）、
錢穆『史記地名考』（一九六二年、商務印書館、二〇〇一年）、程発軻『戦国策地名考釈』（国立編訳館、一九九〇年）、繆文遠『戦国制度通考』（巴蜀書社、一九九八年）。
- (2) 木村正雄『中国古代帝国の形成―特にその成立の基礎条件』（不昧堂、一九六五年、新訂版、比較文化研究所、二〇〇三年）。
- (3) 拙稿「戦国韓国の権力構造―政権上層部の構成を中心に―」（『史海』五一、二〇〇四年。同「鄭韓故城出土銅兵器の基礎的考察」（『学習院大学人文論集』一三、二〇〇四年。同「戦国韓国の地方鑄造兵器をめぐって―戦国後期韓国の領域と権力構造―」（『学習院史学』四三、二〇〇五年。同「戦国魏国における『鼎』制の成立―魏国兵器の検討を中心として―」（『古代文化』第五八巻第一号、二〇〇七年、掲載予定。同「相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐって―戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために―」（九州大学東洋史論集」第三五号、二〇〇七年、掲載予定）。
- (4) 平勢隆郎『新編史記東周年表―中国古代紀年の研究序章』（東京大学出版会、一九九五年、藤田勝久『史記戦国史料の研究』（東京大学出版会、一九九七年）。
- (5) 李曉傑「戦国時期韓国疆域変遷考」（『中国史研究』

- 二二〇〇一年第三期、同「戦国時期趙国疆域変遷考」
『九州』第三輯、商務印書館、二二〇〇三年、同「戦国時期魏国疆域変遷考」『歴史地理』一九、二二〇〇三年。
- (6) 出土資料とりわけ三晋兵器に注目して、県制の問題を考えるという手法については呉良宝氏と通ずる（呉良宝「戦国文字所見三晋置県考」『中国史研究』二〇〇二年第四期）。
- (7) 江村治樹「戦国時代出土文字資料の国別特質」『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』汲古書院、二〇〇〇年。
- (8) 「三級の管理制度」とは筆者の表現であり、これまで中国考古学では「物勒工名」の問題として議論されてきた。つまり器物の製造責任を明示するようになる段階を示している。秦漢的県制については、飯尾秀幸「中国古代における国家と共同体」『歴史学研究』五四七、一九八五年）・紙屋正和「前漢郡県統治制度の展開について」上・下（『福岡大学人文論叢』一三二四・一四一一、一九八二年）に示される県の統治事項を考えている。
- (9) 前掲注三拙稿「戦国魏国における『県』制の成立」参照。
- (10) 譚其驥主編『中国歴史地図集』第一冊、中国地図出版社、一九八二年（香港、三聯書店、一九九一年）。
- (11) こうした方法の採用にあたっては、平勢隆郎氏よりご教示いただいた。また地図作成にあたっては柏倉伸哉氏（学習院大学大学院）にご協力いただいた。
- (12) 譚其驥ほか『中国歴史地図集』釈文彙編』東北巻、中央民族学院出版社、一九八八年。
- (13) 筆者が青銅兵器銘文（とくに三晋兵器）に注目する理由は、戦国中後期の資料に紀年と地名・県令の名前、工房の責任者・製造者の名前などが記されることによる。青銅容器にもそのような記事は見られるが、少数であり、またその他の媒体（陶器・印章・貨幣など）は簡略な記載に留まる。簡牘資料は楚・秦に集中し、中原地域の歴史的展開をうかがう直接の資料とはならない。
- (14) 本稿第二節・第四節・第五節の冒頭にまとめる時代の理解については拙文「戦国時代中原地域の変遷」『歴史群像シリーズ争覇春秋戦国』学習研究社、二〇〇五年）に基づく。本書は一般書であるが、当該部分は本稿所載の史料根拠により執筆したものである。
- (15) 黄盛璋「試論三晋兵器的国別和年代及其相关问题」『考古学報』一九七四年第一期、四三頁。
- (16) 林巳奈夫「春秋戦国時代文化の基礎的編年」『中国殷周時代の武器』京都大学人文科学研究所、一九七二年、四七二頁。
- (17) 春秋後期から戦国前期の青銅兵器（銅戈・戟）に記された銘文については江村治樹「春秋戦国時代の銅戈・

戟の編年と銘文』『東方学報』五二、一九八〇年（前掲『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』第三部第一章所収）を参照。

- (18) 地図一に示した紀年兵器前史の資料としては、図一掲載以外に吳庫戈（集成17・10919）¹⁾、陽狐戈（集成17・10916）²⁾、屯留戈（集成17・10927）³⁾、露戈（文物1986-67 p. 9⁴⁾、p. 11 図24・2⁵⁾、p. 12 図27・1-2⁶⁾、闕興戈（集成17・10929）⁷⁾、梁戈（集成17・10823）⁸⁾、梁□庫戈鏃（三代20・59・3）⁹⁾、邯鄲上庫戈（集成17・11039）¹⁰⁾。鄭の地名を記す簡式兵器については前掲拙稿「鄭韓故城出土銅兵器の基礎的考察」引用の（一）～（一〇）の資料を参照のこと。

- (19) 平勢隆郎「魏の『竹書紀年』と三代」『中国の歴史』〇二 都市国家から中華へ―殷周 春秋戦国』講談社、二〇〇五年、一三四～一四一頁。

- (20) 前掲拙稿「戦国魏国における『鼎』制の成立」参照。
(21) 前掲拙稿「鄭韓故城出土銅兵器の基礎的考察」参照。
(22) それぞれの地名の現在地との比定については前掲拙稿「戦国魏国における『鼎』制の成立」参照。

- (23) 李朝遠「汝陰令戈小考」『中国文字研究』第一輯、広西教育出版社、一九九九年。

- (24) 吳振武「新見古兵地名考釈両則」『九州』第三輯、商務印書館、二〇〇三年。

- (25) 地図二に示した兵器資料は図一掲載以外には、廿八

年上洛左庫戈（近出4・1183）、九年戈兵令戈（集成17・11313）である。

- (26) この部分と次節の時代の理解については前掲平勢隆郎「都市国家から中華へ」第七章を参照。

- (27) 前掲拙稿「戦国韓国の地方鑄造兵器をめぐって」参照。そのほか地図三に示した兵器資料は十一年阜落戈（近出4・1179）、八年新城大令戈（集成17・11345）、七年邦司寇矛（集成18・11545）、十二年邦司寇矛（集成18・11549）である。

- (28) 楊寛『戦国史（増訂本）』上海人民出版社、一九九八年。

- (29) 「王二年、鄭令韓□、右庫師駘騰」（集成17・11328）、「王三年、鄭令韓熙、右庫工師史衮、冶□」（集成17・11357）。

- (30) 黄錫全「新見宜陽銅戈考論」『考古与文物』二〇〇二年第二期。

- (31) そのほか地図四に示した兵器資料は廿四年□陰令戈（集成17・11356）、廿一年啓封令戈（集成17・11306）、廿九年高都令劍（集成18・11652～11653）、廿九年高都令戈（集成17・11302）、十七年邢令戈（集成17・11366）、十四年武城令戈（集成17・11377）である。

- (32) 前掲拙稿「鄭韓故城出土銅兵器の基礎的考察」・「戦国韓国の地方鑄造兵器をめぐって」参照。

- (33) 林清源「從『造』字看春秋戦国文字異形現象」謝雲

飛等著・輔仁大学中国文学系所中国文字学会編『中国文字学国際學術研討會論文集』第三屆、輔仁大学出版社、一九九二年。

(34) 蘇輝『秦・三晋紀年兵器研究』中国社会科学院研究生院碩士學位論文、二〇〇二年（中国国家図書館所蔵）。

なお、秦においても紀年兵器銘文中に多く「造」字が出現する。しかし字形は大きく異なる。最近の兵馬俑一号坑出土の「七年相邦呂不韋」戟からも一行目に「造」字は確認できる（蒋文孝・劉占成「秦俑坑新出銅戈・戟研究」『文物』二〇〇六年第三期、参照）。

(35) 本稿の地図上において紹介した趙国兵器は黄城戈・邯鄲上戈・邯鄲上庫戈（ともに地図一）と十七年邢令戈・十四年武城令戈（ともに地図四）である。

(36) 相邦・守相関連兵器については前掲拙稿「相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐって」を参照。

図版原載 図版は基本的に集成・近出より掲載した。

- 図一 ①太原図版六七 ②集成17・10922 ③集成17・10995 ④集成17・10996 ⑤集成17・11182 ⑥集成17・11135 ⑦中原文物1988-3⁷ p.10⁷ 図2
- 図二 ①集成17・11330 ②中国文字研究1 ③集成17・11312 ④集成17・11321 ⑤近出4・1171
- 図三 ①考古与文物2002-2⁷ p.70⁷ 図3.4 ②集成17・11316 ③集成17・11345 ④四川p.243⁷ 図49 ⑤

考古与文物2002-2⁷ p.69⁷ 図2 ⑥集成17・11316 ⑦四川p.242⁷ 図48.3

図四 ①近出4・1196 ②集成18・11565 ③近出4・1195 ④集成18・11562 ⑤近出4・1200 ⑥近出4・1196

地図中引用兵器出典（本稿に図版の未掲載のもの）

地図一 邯鄲上庫戈（集成17・11039） 黄戈（集成17・10901） 邲戈（集成17・10902） 闕輿戈（集成17・10929） 露戈（文物1986-6⁷ p.9） 屯留戈（集成17・10927） 梁戈（集成17・10823） 陽狐戈（集成17・10916） 梁□庫戈斂（三代20・59・3） 吳（虞）戈（集成17・10919） 鄭左（右・武・圭）庫戈（前掲拙稿「鄭韓故城出土銅兵器の基礎的考察」参照）

地図二 九年戎丘令戈（集成17・11313） 廿八年上洛戈（近出4・1183）

地図三 七年邲司寇矛（集成18・11545） 十二年邲司寇矛（集成18・11549） 十一年阜落戈（近出4・1179） 十四年武城令戈（集成17・11377） 十七年邢令戈（集成17・11366） 廿一年啓封令戈（集成17・11306） 廿九年高都令劍（集成18・11652～11653）

廿九年高都令戈（集成17・11302）

略称一覽

三代 羅振玉編『三代吉金文存』中華書局、一九八三年。

太原 山西省考古研究所ほか『太原晋国趙卿墓』文物出版社、一九九六年。

四川 四川省文物考古研究所・榮經縣嚴道古城遺址博物館

「榮經縣同心村巴蜀船棺葬發掘報告」四川省文物考古研究所『四川考古報告集』文物出版社、一九九八年。

集成 中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』第十七冊、中華書局、一九九四年。

中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』第十八冊、中華書局、一九九六年。

近出 劉雨・盧岩編『近出殷周金文集録』第四冊、中華書局、二〇〇二年。

〔史料根拠〕

表一 魏文侯の時代（前四二二～前三九五）

地名	国別	B. C.	記 事	出 典	中華／全訳
少梁	魏	四三二	靈公六年、晋城少梁、秦撃之。	秦本紀	二〇〇
臨晋	魏	四三二	（文侯称侯）十六年、伐秦、築臨晋元里。	魏世家	一八三八
元里	魏	四三二	同上		
楚丘		四三二	魯季孫会晋幽公於楚丘。取葭密、遂城之。	竹書紀年 洛水注引	
葭密	四三二	同上			
鄭	秦	四二一	西攻秦、至鄭而還、築雒陰・合陽。	魏世家	一八三八
雒陰	魏	四二一	同上		
合陽	魏	四二一	同上		
泫氏	趙	四一七	晋烈公元年、趙献子城泫氏。	竹書紀年 沁水注引	
平陽	韓	四一七	晋烈公元年、韓武子都平陽。	竹書紀年 汾水注引	
籍姑	秦	四一六	（靈公）十三年（正しくは十二）、城籍姑。	秦本紀	二〇〇
涇陽	秦	四一六	（肅靈公）居涇陽。享国十年。葬悼公西。	始皇本紀	二八八
上洛	魏	四一五	晋烈公三年、楚人伐我南鄙、至于上洛。	竹書紀年 丹水注引	
繁龐	魏	四一五	（文侯称侯二十三年）使子擊困繁・龐、出其民。	魏世家	一八三八
黄城	魏	四一五	宣公四十三年、伐晋、毀黄城、困陽狐。	田世家	一八八五

地名	国別	B. C.	記	事	出典
陽狐	魏	四一五	同上		中華／全釈
平邑	趙	四一四	(獻公)十三年、城平邑。(竹書紀年河水注ほか同)	趙世家	一七九七
重泉	秦	四一一	簡公六年、令吏初帶劍。湑洛。城重泉。	秦本紀	二〇〇
雍丘	韓	四〇九	緡公十五年、韓景侯伐鄭、取雍丘。鄭城京。	鄭世家	一七七六
京	鄭	四〇九	同上		
負黍	韓	四〇八	(緡公)十六年、鄭伐韓、敗韓兵於負黍。	鄭世家	一七七六
廩丘	齊	四〇七	晉烈公十一年、田悼子卒、田布殺其大夫公孫孫、公孫会以廩丘叛於趙、田布困廩丘、翟角・趙孔肩・韓師救廩丘、及田布戰於龍沢、田布敗遁。	竹書紀年 瓠水注引	
乘丘	楚(?)	四〇四	悼王二年、三晋來伐楚、至乘丘而還。	楚世家	一七二〇
陽狐	魏	四〇四	(文侯称侯三十四年)秦伐我、至陽狐。	魏世家	一八三九
鄴	魏		任西門豹守鄴、而河内称治。	魏世家	一八三九
酸棗	魏	四〇一	(文侯称侯四十二年)城酸棗。敗秦于注。	魏世家	一八四一
注	韓(?)	四〇一	同上		
陽翟	韓	四〇一	(景侯)九年、鄭困我陽翟。	韓世家	一八六七
襄陵	魏↓齊	三九八	(文侯四十五年)齊伐取我襄陵。	魏世家	一八四一
軹	韓(?)	三九八	軹深井里蓋政、勇敢士也。避仇隱於屠者之間。(韓策二より)	刺客列伝 韓策二	二五二二／ 四〇四

陰晋	魏	三九七	(文侯四十六年) 秦侵我陰晋。	魏世家	一八四一
----	---	-----	-----------------	-----	------

表二 戦国国家の成立(前三五二〜前三二八)

地名	国別	B.C.	記 事	出 典	中華/全訳
安邑	魏	三五二	(孝公)十年、衛鞅為大良造、將兵圍魏安邑、降之。(ほどなく魏に戻るか。)	秦本紀	二〇三
襄陵	魏	三五二	(梁惠成王)十八年、惠成王以韓師敗諸侯于襄陵、齊侯使楚景舍來求。公會齊・宋之圃。	竹書紀年 淮水注引	
汝氏	魏	三五二	梁惠成王十九年、晋取玄武・濮沢。※「玄武」は「汝氏」に作るべき(楊寬『輯証』三三五頁ほか)。	竹書紀年 沁水注引	
濮沢	魏	三五二	梁惠成王十九年、晋取玄武・濮沢。	同上	
商塞	秦	三五二	(孝公)十一 城商塞。	六国秦表	七三三
固陽	秦	三五二	(孝公)十一 衛鞅圍固陽、降之。	六国秦表	七三三
邯鄲	趙	三五二	(成侯)二十四年、魏歸我邯鄲、与魏盟漳水上。	趙世家	一八〇一
藺	趙	三五二	(成侯)二十四年 秦攻我藺。	趙世家	一八〇一
博陵	齊	三五二	(威王)六年〔侯〕 晋伐我、至博陵。	田世家	一八八八
逢沢	魏	三五二 周三五〇	魏伐邯鄲〔前三五四・三五三〕、因退為逢沢之遇、乘夏車、称夏王、朝為天子、天下皆從。	秦策四	九五
端氏	趙	三五〇	肅侯元年、奪晋君端氏、徙処屯留。	趙世家	一八〇一

地名	国別	B. C.	記 事	出 典	中華／全釈
屯留	趙	三五〇	同上		
彤	秦(?)	三五〇	(惠王〔侯〕二十一年、与秦会彤。	魏世家	一八四五
薛陵	衛	三五〇	(威王〔侯〕七年、衛伐我、取薛陵。	田世家	一八八八
咸陽	秦	三五〇	(孝公)十二年、作為咸陽、築冀闕、秦徙都之。	秦本紀	二〇三
陰晋	魏	三四九	(肅侯)二年、与魏惠王遇於陰晋。	趙世家	一八〇一
邯鄲	趙	三四八	(肅侯)三年、公子范襲邯鄲、不勝而死。	趙世家	一八〇一、 〇二
絳	魏	三四五	梁武王(惠成王の誤り)二十五年、絳中地城、西絶於汾。	竹書紀年 汾水注引	
高唐	齊↓趙	三四五	(肅侯)六年、攻齊、拔高唐。	趙世家	一八〇二
首垣	魏	三四四	(爾侯)七年、公子刻攻魏首垣。	趙世家	一八〇二
孟津	周(?)	三四三	梁君伐楚勝齊、制趙・韓之兵、驅十二諸侯以朝天子於孟津。	秦策五	九六
南梁	韓	三四二	(宣王)二年〔実年次・威宣王十四年〕、魏伐趙。趙与韓親、共擊魏。趙不利、戰于南梁。(閔連記事・齊策一、一一〇)	田世家	一八九三
赫	韓	三四二	梁惠成王二十八年、穰疵率師及鄭、孔夜戰于梁・赫。	竹書紀年 渠水注	
外黄	宋(?)	三四二	(惠王三十年)〔実年次・惠成侯二十九年〕、過外黄、外黄徐子謂太子曰。	魏世家	一八四五
馬陵		三四二	(惠王三十年)太子果与齊人戰、敗於馬陵。齊虜魏太子申、殺將軍涓、軍遂大破。	魏世家	一八四六

陝	武城	離石	商	宜陽	曲沃	焦	雕陰	陰晉	濮陽	黃	鄭	鴈門	圃田	商	平陽
魏 ↓ 秦	秦	趙	趙	韓	魏	魏	魏	魏 ↓ 秦	衛	魏	秦	魏	魏	秦	魏
三二九	三二九	三二九	三二九	三三〇	三三一	三三一	三三一	三三二	三三二	三三四	三三八	三三八	三三九	三四〇	三四一
同上	与秦戰武城。 隰陝。	同上	石。 (肅侯二十二年) 趙疵与秦戰、敗、秦殺疵河西、取我商・離石。	(列侯) 九年「実年次・威侯四年」、秦伐我宜陽、取六邑。	同上	(襄王) 五年「実年次・惠成王更元四年」、(秦) 困我焦・曲沃。	五千于雕陰。	(惠文君) 六年、魏納陰晉、陰晉更名寧秦。	嗣君五年、更貶号曰君、独有濮陽。	(肅侯) 十七年、困魏黃、不克。 築長城。	(孝公卒) 商君既復入秦、走商邑、与其徒属奔邑兵北出擊鄭。	(孝公) 二十四年、与晋戰鴈門、虜其將魏錯。	梁惠成王三十一年三月、為大溝于北郭、以行圃田之水。	秦封之於・商十五邑、号為商君。	二十九年、齊田盼及宋人伐我東鄙、困平陽。(魏世家索隱引「二十九年五月、齊田盼伐我東鄙。」)
	六国秦表		趙世家	韓世家		魏世家	魏世家	秦本紀	衛世家	趙世家	商君列伝	秦本紀	竹書紀年 渠水注	商君列伝	竹書紀年 泗水注引
	七一三		一八〇三	一八六七		一八四八	一八四八	二〇五	一六〇四	一八〇二	二二三七	二〇四		二二三三	

表三 国家連合の時代（前三一八〜前二九六）

地名	国別	B. C.	記 事	出 典	中華／全釈
襄陵	魏↓楚	楚三三二 魏三三三	楚使柱国昭陽將兵而攻魏、破之於襄陵、得八邑。又移兵而攻齊、齊王患之。	楚世家	一七二一
鞏	韓	三一八	韓北有鞏・洛・成臯之固、西有官陽・常阪之塞、東有宛・穰・洧水、南有陘山、地方千里、帶甲數十萬、天下之強弓勁弩、皆自韓出。（韓策一より）	蘇秦列伝 韓策一	二三五〇／ 三六四
成臯	韓	三一八	同上（蘇秦列伝は「成臯」）		
宜陽	韓	三一八	同上		
宛	韓	三一八	同上		

地名	国別	B. C.	記 事	出 典	中華／全釈
汾陰	魏	三一九	（惠文君）九年、渡河、取汾陰・皮氏。与魏王会成。困焦、降之。	秦本紀	二〇六
皮氏	魏	三一九	同上		
成	魏(?)	三一九	同上		
蒲陽	魏	三二八	（襄王）七年、魏尽入上郡于秦。秦降我蒲陽。	魏世家	一八四八
少梁	魏	三二八	（秦惠王十年）魏因入上郡・少梁、謝秦惠王。惠王乃以張儀為相、更名少梁曰夏陽。	張儀列伝	二二八四

地名	国別	B・C	記事	出典	中華／全釈
修魚 (脩魚)	魏	三二七	秦使庶長疾与戰修魚、虜其將申差、敗趙公子渴・韓太子奭、斬首八万二千。	秦本紀	二〇七
濁沢 (蜀漢)	韓(?)	三二七	秦・韓戰於蜀漢(韓世家・韓策一、三七五は「濁沢」に作る)。 韓氏急。公中(仲)備(俪)曰。	戦国縱横家書	二四章
緱氏	韓	三二六	親魏善楚、下兵三川、塞轅轅・緱氏之口、当屯留之道、魏絶南陽、楚臨南鄭、秦攻新城・宜陽、以臨二周之郊、誅周主之罪、侵楚魏之地、周自知不救、九鼎宝器必出。(秦策一より)	張儀列伝 秦策一	二二八二／ 四六
屯留	韓(?)	三二六	同上		
新城	韓	三二六	同上		
宜陽	韓	三二六	同上		
向 (高平)	魏	三二五	(四年)鄭侯使韓辰掃晋陽及向。二月、城陽・向、更名陽為河雍、向為高平。(年号は趙世家集解引)	竹書紀年 洛水注引	
陽 (河雍)	魏	三二五	同上		
長子*	趙(?)	三二四	中山悉起而迎燕・趙、南戰於長子敗趙氏、北戰於中山克燕軍、殺其將。	齊策五	一五一
乘丘*	趙(?)	三二四	齊遂伐趙、取乘丘、収侵地、虚・頓丘危、楚破南陽九夷、内沛、許・鄆陵危。王之所得者、新觀也。而道塗宋・衛、為制。	魏策一	二九九
虚*	魏	三二四	同上		

藍田	蒲坂	上蔡	煮棗	雍氏	襄丘	蘭	臨晉	曲沃	葉	焦	岸門	曲沃	頓丘*
秦	魏	楚 ↓ 魏 (?)	魏	韓	楚 (?)	趙	秦	秦	魏	魏		魏	魏
三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二三	三二三	三二三	三一四	三一四	三一四	三一四	三一四
秦王之言曰、請道於南鄭・藍田、以入攻楚、出兵於三川、以待公。(韓策一より)	魏襄王七年、秦王來見於蒲坂閔。四月越王使公師隅來獻乘船、始罔及船三百、箭五百万、犀角象齒焉。	(秦庶長) 魏章率師及鄭師伐楚、取上蔡。	魏王謂韓備(朋)・張儀、煮棗將榆、齊兵又進、子來救【寡】人、寡人弗能枝(支)。	齊・宋攻魏、楚回(圜)翁(雍)氏、秦敗屈匄。(田世家潛王十二年とはほ同じ。)	襄王七年、韓明率師伐襄丘。	(武靈王) 十三年〔美年次・十二年〕、秦伐我蘭、虜將軍趙莊。	(惠文王更元) 十二年、王与梁王会臨晉。	齊助楚攻秦、取曲沃。	秦以益之。	(惠文王更元) 十一年、樛里疾攻魏焦、降之。	同上	(哀王) 五年、秦使樛里子伐取我曲沃、走犀首岸門。	同上
韓世家 韓策二	竹書紀年 河水注	竹書紀年 汝水注	戦国縦横家書	戦国縦横家書	竹書紀年 濟水注	趙世家	秦本紀	秦策二	孟嘗君列伝	秦本紀		魏世家	
三八五	一八七三ノ		二三章	二三章		一八〇四	二〇七	五三	二三五六	二〇七		一八五〇	

地名	国別	B. C.	記 事	出 典	中華/全釈
高都	韓↓周	三二二	公中曰、善。不徵甲与粟於周、而与高都。楚卒不拔雍氏而去。 (西周策より) (ほどなく韓に戻るか。)	周本紀 西周策	一六四/二六
商於	秦	三二二	臣請使秦王獻商於之地方六百里。(秦策二より)	楚世家 秦策二	一七三/五三
咸陽	秦	秦三二一	未至咸陽而秦惠王卒、武王立。	張儀列伝	二二九八
召陵	楚↓秦	三一	(惠文王更元) 十四年、伐楚、取召陵。	秦本紀	二〇七
酸棗	魏	魏三〇九 秦三〇八	(襄王) 十年十月、大霖雨、疾風、河水溢酸棗郭。	竹書紀年 濟水注	
宜陽	韓	三〇八	其秋、使甘茂・庶長封伐宜陽。	秦本紀	二〇九
路*	韓	三〇八	韓欲有宜陽、必以路・涉・端氏賂趙。	趙策一	二二五
涉*	韓	三〇八	同上		
端氏*	韓	三〇八	同上		
蘭*	韓(?)	三〇八	游騰謂公仲曰、「公何不与趙蘭・離石・祁、以質許地。則樓緩必敗矣。」(前三二三以後、一時韓の領有か。)	韓策一	三七三
離石*	韓(?)	三〇八	同上		
祁*	韓(?)	三〇八	同上		
武遂	韓↓秦	三〇七	(武王) 四年、拔宜陽、斬首六万。涉河、城武遂。(前三〇六「秦復与我武遂」、前三〇三「秦復取我武遂」、前二九六「秦与我武遂和」、前二九〇「韓与秦武遂地二百里」で最終的に秦地。)	秦本紀	二〇九

煮棗*	秦(?)	三〇七	秦懼、遽効煮棗、韓氏果亦効重宝。(一時秦の領有か。)	東周策	二
皮氏	魏↓秦	魏三〇七 秦三〇六	(哀王)十二年、太子朝於秦。秦來伐我皮氏、未拔而解。(秦簡編年記、前三〇五「昭王」二年、攻皮氏。)、秦本紀昭襄王十七年、前一九〇「秦以垣為蒲阪・皮氏。」で秦地。)	魏世家	一八五一
蒲反	魏↓秦	三〇三	(哀王)十六年、秦拔我蒲反・陽晋(晋陽)・封陵。(秦簡編年記、前三〇二「昭王」五年、掃蒲反。)、右記前二九〇参照。)	魏世家	一八五二
陽晋 (晋陽)	魏↓秦	三〇三	同上(竹書紀年魏世家索隱引は「晋陽」に作る。)		
封陵	魏↓秦	三〇三	同上(秦簡編年記、前三〇三「昭王」四年、攻封陵。)、魏世家哀王二十三年、前一九六「秦復予魏河外及封陵為和。」、前二九〇には秦地か。)		
陽人	韓	三〇二	臣曰、世子得新城・陽人、以与公叔争国而得全、魏必急韓氏。	韓策二	三九三
穰	韓↓秦	三〇一	(襄王)十一年、秦伐我、取穰。	韓世家	一八七二
新城	韓↓秦	三〇〇	(昭襄王)七年、拔新城。(秦簡編年記、前三〇一「昭王」六年、攻新城。)、前三〇〇「七年、新城陷。」、前一九九「八年、新城帰。)」	秦本紀	二二〇
金丘		三〇〇	(襄王)十九年、薛侯來会王于金丘。	竹書紀年 濟水注	
析	楚↓秦	二九八	秦昭王怒、發兵出武關攻楚、大敗楚軍、斬首五万、取析十五城而去。(秦簡編年記「昭王」九年、攻析。)	楚世家	一七二九
鹽氏	魏	二九六	(昭襄王)十一年、齊・韓・魏・趙・宋・中山五国共攻秦、至鹽氏而還。	秦本紀	二一〇

地名	魏	魏	地名	上洛*
国別	魏	魏	記	楚魏戰於陘山。魏許秦以上洛、以絕秦於楚。魏戰勝楚、敗於南陽。
B. C.	二九六	二九六	事	秦策四
			出典	中華／全釈
				九〇

表四 統一前夜（前二六二～前二四一）

地名	野王	長平	野王	鄭	大梁	閼輿	鄭	朝歌	邯鄲	緱氏
国別	韓↓秦	韓↓趙	韓↓秦	韓	魏	趙	魏	魏	魏	韓↓秦
B. C.	二六二	二六二	二六二	二六二	二六二	二六二	二六二	二六二	二六二	二六二
記	（昭王）四十五年、伐韓之野王。野王降秦、上党道絶。（秦簡編年記「（昭王）四十五年、攻大梁（野）王。」）	（武靈王四年）趙遂發兵取上党。廉頗將軍軍長平。	韓亡秦有【鄭】地、与大梁鄰、王以為安乎。（戰国縱橫家書一六章より）	同上	同上	夫【越山踰河、絶】韓上党而攻強趙、是復閼輿是事也。（同上）	若道河内、背鄭・朝歌、絶漳・鋪・鋪（滏）【水、与趙兵決於邯鄲之鄙（郊）、是知伯之過也。（同上）】	同上	同上	（昭王）四十六年、秦攻韓緱氏・藺、拔之。
事										
出典	白起列伝	趙世家	白起列伝	三	三	同上	同上	同上		白起列伝
中華／全釈	一八二四	一八二四	一六章／三〇	三〇	三〇					一三三三三

蘭 (綸氏)	韓↓秦	二六一	同上		
長平	趙↓秦	二六〇	(昭襄王四十七年) 秦使武安君白起擊、大破趙於長平、四十 余万尽殺之。	秦本紀	二二三
垣雍	韓↓秦	秦二五九 趙二六〇	(昭襄王) 四十八年十月、韓獻垣雍。	秦本紀	二二三
皮牟	趙↓秦	秦二五九 趙二六〇	(昭襄王四十八年) 秦軍分三軍。武安君熲、王齕將伐趙武安・ 皮牟、拔之。司馬梗北定太原、尽有韓上党。	秦本紀	二二三、二 一四
武安	趙↓秦	秦二五九 趙二六〇	同上(秦簡編年記「(昭王) 四十八年、攻武安。」)		
伊是*	魏↓趙	秦二五九 趙二六〇	秦破馬服君之師、困邯鄲。齊魏亦佐秦伐邯鄲、齊取淄鼠、魏 取伊是。(何時、秦に入るか不明。)	齊策三	一三九A
靈丘	趙	二五九	(孝成王七年) 趙以靈丘封楚相春申君。	趙世家	一八二六
蕩陰	魏	二五九	魏安釐王使將軍晉鄙救趙、畏秦、止於蕩陰不進。	魯仲連伝 趙策三	二四五九 二四九
汾城	魏	秦楚二五 七趙魏二 五八	(昭襄王五十年) 十二月、益發卒軍汾城旁。武安君白起有罪、 死。齕攻邯鄲、不拔、去、還奔汾軍二月余。攻晉軍、斬首六 千、晋楚流死河二万人。攻汾城、即從(張)唐拔寧新中、寧 新中更名安陽。	秦本紀	二二四
寧新中 ↓安陽	魏↓秦	同上	同上		

地名	国別	B. C.	記 事	出 典	中華/全釈
咸陽	秦	同上	秦王乃使人遺白起、不得留咸陽中。	白起列伝	二三三七
負黍	韓↓秦	二五六	(昭襄王)五十一年、將軍摎攻韓、取陽城・負黍、斬首四万。攻趙、取二十余県、首虜九万。	秦本紀	二二八
陽城	韓↓秦	二五六	同上(秦簡編年記「(昭王)五十一年、攻陽城。」)		
元氏	趙	二五五	(孝成王)十一年、城元氏、県上原。	趙世家	一八二七
上原	趙	二五五	同上		
陽人	秦	二五五	東周与諸侯謀秦、秦使相国不韋誅之、尽入其国。秦不絶其祀、以陽人地賜周君、奉其祭祀。	始皇本紀	二九〇
呉城	魏↓秦	二五四	(昭襄王)五十三年、天下來賓。魏後、秦使摎伐魏、取呉城。	秦本紀	二二八
邯鄲	趙	二五四	(孝成王)十二年、邯鄲廢燒。	趙世家	一八二七
藍田*	秦	二五一	子楚立。以不韋為相、号曰文信侯、食藍田十二県。王后為華陽太后。諸侯皆致秦邑。	秦策五	一〇〇
雒陽	秦	二五一	莊襄王元年、以呂不韋為丞相、封為文信侯、食河南雒陽十万户。	呂不韋列伝	二五〇九
成皋	韓↓秦	二五〇	(莊襄王元年)使蒙驁伐韓、韓獻成皋・鞏。秦界至大梁、初置三川郡。	秦本紀	二二九
鞏	韓↓秦	二五〇	同上(東周滅後、韓にはいるか。)		
滎陽	韓↓秦	二五〇	秦莊襄王元年、蒙驁為秦將、伐韓、取成皋・滎陽、作置三川郡。	蒙恬列伝	二五六五

高都	魏↓秦	二四八	(莊襄王)三年、蒙騫攻魏高都・汲、拔之。攻趙榆次・新城・狼孟、取三十七城。	秦本紀	二二九
汲	魏↓秦	二四八	同上		
榆次	趙↓秦	二四八	同上		
狼孟	趙↓秦	二四八	同上		
晉陽	趙・秦	二四七	(秦王政年十三歳、莊襄王死) 晉陽反。	始皇本紀	二三四
晉陽	趙↓秦	二四六	(孝成王二十年) 秦拔我晉陽。	趙世家	一八二九
卷	魏↓秦	二四五	(王政)二年、庶公将卒攻卷、斬首三万。(前二七四に秦に取られるが、また戻るか。)(秦簡編年記「(今)三年、軍卷。」)	始皇本紀	二三四
繁陽	魏↓趙	二四五	(孝成王)二十一年、廉頗将、攻繁陽、取之。	趙世家	一八二九
平邑	魏(?)	二四四	悼襄王元年、大備魏。欲通平邑・中牟之道、不成。	趙世家	一八三〇
中牟	魏(?)	二四四	同上		
酸棗	魏↓秦	二四二	(王政)五年、將軍騫攻魏、定酸棗・燕・虚・長平・雍丘・山陽城、皆拔之、取二十城。初置東郡。	始皇本紀	二三四
燕	魏↓秦	二四二	同上		
虚	魏↓秦	二四二	同上		
雍丘	魏↓秦	二四二	同上		
山陽	魏↓秦	二四二	同上		
朝歌	魏↓秦	二四二	(景湣王)二年、秦拔我朝歌。	魏世家	一八六三

汲	野王	地名
魏↓秦	秦	国別
二四〇	二四一	B. C.
(景湣王) 三年、秦拔我汲。	(王政) 六年、韓・魏・趙・衛・楚共擊秦、取壽陵。秦出兵、五国兵罷。拔衛、迫東郡、其君角率其支屬徙居野王、阻其山以保魏之河内。	記 事
魏世家	始皇本紀	出 典
一八六三	二二四	中華／全釈

Approach to make territory transition maps in the Central Plain during the Warring States period-Territory formations and “*Xian* (県)” system in Sanjin (三晋) of the Warring States period

SHIMODA Makoto

Key words: Sanjin (三晋) of the Warring States, Territory formation, Mapping, “*Xian* (県)” system, Bronze weapons

Adscription of cities in The Central Plain during the Warring States period is complicated. There are not many studies that explain which city belonged to which state during what period. Many researchers refer to the first volume of “Chinese Historical Maps” (中国歴史地図集) compiled by Tan Qixiang (譚其驤). However, there seem to be many problems if we look at the maps in details. This paper prepares transition maps in the Central Plain during the Warring States period every 50 years. When preparing maps, I took account of recent studies on eras and historical materials, and provided supporting evidences including discovered materials.

This paper also focuses on formation of the “*Xian* (県)” system and its development, taking account of other study results regarding Warring States prefecture and bureaucracy system based on inscriptions on bronze weapons. This paper tries to explain formation of the “*Xian*” system prior to Wei (魏) and its development process to Han (韓) and Zhao (趙)